

涌谷町監査委員告示第3号

平成30年4月13日涌谷町監査委員告示第1号で告示した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定により、指摘事項に係る措置状況の通知があるので公表する。

平成30年6月14日

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 後 藤 洋 一



涌企第 158 号  
平成30年6月14日

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助 殿  
涌谷町監査委員 後 藤 洋 一 殿

涌谷町長 大橋信

定期監査及び行政監査結果報告書に基づく措置状況について（通知）

平成30年4月13日付涌監第7号の定期監査及び行政監査の結果報告書での指摘事項について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。



平成29年度定期監査及び行政監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 公有財産の管理状況、貸付財産の契約状況
- 3 監査実施時期 平成30年2月27日（火）、28日（水）、3月26日（月）
- 4 監査結果報告 平成30年4月13日（金）、19日（木）

監査の結果（指摘事項）

措置・対応状況

企画財政課

<p>（1）山林の現地確認が不十分であり、さらに生育管理が不適切であるため適切な管理方法の検討 【検討事項】</p>	<p><b>【措置状況：未処置】</b> 現地確認については、今後民間地の林野台帳整備が行われることもあり、それと時を一にして進める方向で、育成や管理についても林野台帳整備と並行して実施します。</p>
<p>（2）旧文教施設（小里笠岳学童クラブ、小里小学校、笠岳小学校、ひなた幼稚園）の適切な管理方法の検討 【検討事項】</p>	<p><b>【措置状況：未処置】</b> 施設毎に形態が違うので、それぞれの施設にあった管理方法を検討し、整理整顿に努めます。なお、今後は売却する方向で進めます。</p>
<p>（3）所在不明の契約書の復刻手法と整理保管法の検討 【検討事項】</p>	<p><b>【措置状況：措置済】</b> 所在不明の契約書については、すべて残期間で平成30年4月1日付で再契約済みです。整理保管方法については、今後適正管理に努めます。</p>
<p>（4）貸付物件のうち使用実態と契約書の使用目的が違っている物件があるので適切な処理の検討 【検討事項】</p>	<p><b>【措置状況：一部措置済】</b> 次回の契約の際に訂正予定で契約書については、準備済です。また、次回の契約更新時には現況確認を実施します。</p>
<p>（5）貸付料の見直し検証の検討 【検討事項】</p>	<p><b>【措置状況：一部措置済】</b> 減免措置している物件には契約更新時に減免理由を明確にして対応します。これまでの契約済みについては、積算根拠を明確にして対応します。新規契約分については、原則として財産の交換、譲渡等に関する条例の規定で対応します。</p>
<p>（6）組織見直しについて 【検討事項】</p>	<p><b>【措置状況：未処置】</b> 人事担当に指摘事項を連絡し、検討します。</p>